

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則の一部改正について

1 経緯

国が大規模太陽電池発電所[※]を「環境影響評価法（法アセス）」の対象としたことを踏まえ、本県も、法アセス対象規模未満の太陽電池発電所[※]について、「岡山県環境影響評価等に関する条例（条例アセス）」の対象事業に追加するため、同条例施行規則の一部改正を行った（令和元年7月26日公布）。

※電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画の届出が必要となる事業用発電所の区分において、太陽光発電所は「太陽電池発電所」と規定されており、法アセスにおいても同様に「太陽電池発電所」として対象事業に追加されている。

【法アセスの概要】

規模要件：発電出力
対象規模：第1種事業（＝例外なくアセスを実施）→4万kW以上（事業区域面積100ha相当）
：第2種事業（＝アセス実施を個別判断）→3万kW以上（第1種の75%規模）
改正時期：令和元年7月5日に改正政令を公布、令和2年4月1日施行予定

2 条例施行規則改正の内容

(1) 対象規模

土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が20ha以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業、土地の区画形質の変更を行う区域の面積又は樹木の伐採等を行う区域の面積が20ha以上増加する太陽電池発電所の変更の工事の事業

(2) 施行日 令和2年4月1日

(3) 経過措置

改正規則の施行日前に、次に掲げる規定による許可を受け又は届出をしているものについては適用除外とする。

- 1 森林法第10条の2第1項の許可
- 2 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可
- 3 宅地造成等規制法第8条の許可
- 4 電気事業法第48条第1項の規定による届出
- 5 岡山県県土保全条例第5条第1項の許可
- 6 岡山県太陽光発電所の安全な導入を促進する条例第5条第1項ただし書（同条第9項及び同条例附則第3項において準用する場合を含む。）の許可